

薬包紙

第69回

一般社団法人岐阜県薬剤師会
医薬品情報委員

杉山 明美



薬を使っても、いつもと違う不快な症状が出たことはありませんか？

目的の作用である「主作用」に対して、それとは異なる別の作用や、有害な作用を「副作用」と呼んで区別しています。この「副作用」を逆手にとって、新しい作用の薬として使われているものもありますが、多くは患者さんにとって好ましくないものです。

薬は十分に注意をし、どんなに正しく使っても、副作用が起きる可能性があります。そのため、薬（病院・医院などで処方されたもの）だけではなく、薬局等で購入したものも含みます）を適正に使用したにもかかわらず、その副作用によって入院しなければならなくなった等の重篤な健康被害が起こった場合に、患者さんに対して医療費や年金などの給付を行う公的な制度として「医薬品副作用被害救済制度」があります。

この制度を使うには、「薬を適正に使用したにもかかわらず生じた」「入院治療を必要とする程度の健康

くすりと副作用

被害であった」「日常生活が著しく制限される程度の障害が残った」など、様々な条件があります。

「効果がないと感じたので、一度に2回分を服用した」「家族に処方された薬を服用した」「過去に処方された薬が残っていたので、同様の症状が出た際に服用した」などは、適正な使用方法とはいえませんが、こういった際に副作用が生じて、この救済制度の対象とはなりません。

実際、過去5年間に申請されて、支給が認められなかったうちのおよそ4分の1については、薬の使用目的又は使用方法が適正と認められずに不支給となっています。

この制度を使わないで済むにこしたことはありませんが、薬は暮らしに欠かせないものです。いざというときのために、是非知っておいて欲しい制度です。また、万が一、副作用が生じた時のためにも、薬は決められた用法・用量などを守り、正しく使用する必要があります。